

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特定公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、特定公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

秋田県美郷町

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報管理を行う。</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務に利用する。</p> <p>【終了】①美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p> <p>【終了】②美郷町子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p> <p>【終了】③美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【終了】④美郷町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【終了】⑤美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【終了】⑥エネルギー食料品価格高騰対応緊急給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【終了】⑦美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>【終了】⑧美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>【終了】⑨美郷町灯油購入費緊急助成金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑩美郷町出産・子育て応援金の支給事務</p> <p>【終了】⑪美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和6年度)</p> <p>⑫美郷町定額減税調整給付金の支給事務</p> <p>⑬美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(冬期給付)の支給事務(令和6年度)</p>
③システムの名称	中間サーバー、中間サーバーコネクタ、障害福祉システム、情報提供ネットワークシステム、福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>②美郷町子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(令和3年度):美郷町子育て世帯への臨時特別給付金</p> <p>⑤美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>:子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)申請支給(令和4年度)</p> <p>⑦美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>:子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)申請支給(令和5年度)</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表135の項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	<p>【総務課】</p> <p>①美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p> <p>③美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>④美郷町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【企画財政課】</p> <p>⑧美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>【税務課】</p> <p>⑫美郷町定額減税調整給付金の支給事務</p> <p>【福祉保健課】</p> <p>⑤美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>⑥エネルギー食料品価格高騰対応緊急給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>⑦美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑧美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑨美郷町灯油購入費緊急助成金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑪美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和6年度)</p> <p>⑬美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(冬期給付)の支給事務(令和6年度)</p> <p>【こども子育て課】</p> <p>⑩美郷町出産・子育て応援金の支給事務</p> <p>【教育推進課】</p> <p>②美郷町子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p>
②所属長の役職名	<p>【総務課長】</p> <p>①美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p> <p>③美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>④美郷町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>【企画財政課長】</p> <p>⑧美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>【税務課長】</p> <p>⑫美郷町定額減税調整給付金の支給事務</p> <p>【福祉保健課長】</p> <p>⑤美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>⑥エネルギー食料品価格高騰対応緊急給付金の支給事務(令和4年度)</p> <p>⑦美郷町子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑧美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑨美郷町灯油購入費緊急助成金の支給事務(令和5年度)</p> <p>⑪美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給事務(令和6年度)</p> <p>⑬美郷町エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金(冬期給付)の支給事務(令和6年度)</p> <p>【こども子育て課長】</p> <p>⑩美郷町出産・子育て応援金の支給事務</p> <p>【教育推進課長】</p> <p>②美郷町子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(令和3年度)</p>
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから「十分である」と考えられる。	



